

平成19年1月16日
第一生命保険相互会社

特定疾病保険（シールド）に関するご確認のお願いとご請求勧奨の状況について

第一生命保険相互会社（社長 斎藤勝利）では、平成19年1月16日付ニュースリリース「保険金・給付金の請求勧奨の実施について」に記載のとおり、保険金・給付金全般に対する未請求の防止に向けたご確認のお願いとご請求勧奨の強化に取り組んでおります。

今般、一部で報道のございました三大疾病特約（以下 特定疾病保険）に関しては、次のとおり、ご確認のお願いとご請求勧奨を実施しておりますのでお知らせいたします。

当社において、昨年から開始した検証の結果、過去5年の入院給付金の支払状況等から、特定疾病保険金等の支払事由にも該当する可能性が一定程度あると推測される約1,800件のご契約を把握しました（平成18年12月末現在）。

このうち、すでに約1,400件については、お客さまあてにご確認のお願いを実施してまいりました。その結果、約500件については支払事由に該当することを確認し、ご請求勧奨のうえ、請求書類をご提出いただいた229件については、保険金をお支払しました（お支払合計金額6億8,750万円）。

特定疾病保険は、三大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）に罹患した際に、一時金が支払われるため、治療費や入院費に加え、療養中の生活保障などにお役立ていただける商品です。一方、特定疾病保険の約款においては、対象となる疾病について、各々お支払要件^(*)が定められており、また、悪性新生物（がん）については本人への病名告知等の問題もあるため、慎重な取扱いをいたしております。

したがって、特定疾病保険金のご請求にあたっては、各お支払要件の記入欄や病名告知状況を盛り込んだ専用の診断書をご案内する必要があることから、今般のような事案が発生することになりました。

ご契約者ならびに関係者の皆様にご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社では、今後も継続して、事務フローの見直しを行い、ご請求勧奨・案内フローの改善を図るとともに、未請求の状態が続いているご契約がないかを再確認してまいります。そして、保険金・給付金を迅速かつ確実に支払するとの決意のもと、保険金・給付金の適切な支払態勢の構築に努めるとともに、「内部統制セルフ・アセスメント（CSA）」によって、リスクの抑制や業務改善を図ってまいります。

<お客さまからのお問い合わせ先>

第一生命保険相互会社 コールセンター（専用フリーダイヤル）

電話番号：0120-803-133

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日は除きます）

（*）保険金のお支払事由

悪性新生物（がん）/被保険者が、責任開始期以後、生まれて初めて悪性新生物に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、上皮内がん（大腸の粘膜がんを含む）および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは除きます。また、責任開始期から起算して90日以内に罹患した乳房の悪性新生物（乳がん）については、対象とはなりません。

急性心筋梗塞/被保険者が、責任開始期以後の疾病を原因として発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。ただし、狭心症等は含まれません。

脳卒中/被保険者が、責任開始期以後の疾病を原因として発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。ただし、お支払いの対象となるのは、脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞です。

以上